一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府柏原市、奈良県香芝市及び生駒郡三郷町並びに北葛城郡王寺町
二　地域再生計画の名称　万葉ロマンの地を巡る観光ルート整備事業
三　地域再生計画の区域の範囲　大阪府柏原市、奈良県香芝市及び生駒郡三郷町並びに北葛城郡王寺町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県姫路市及び加西市、大分県宇佐市並びに鹿児島県鹿屋市
二　地域再生計画の名称　空がつなぐまち・ひとづくり交流事業
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県姫路市及び加西市、大分県宇佐市並びに鹿児島県鹿屋市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千三百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の全域
二　地域再生計画の名称　麒麟のまち圏域広域観光開拓・推進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千三百四十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町
二　地域再生計画の名称　石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千三百四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県うきは市及び大分県日田市
二　地域再生計画の名称　筑後川上流域の森林空間・森林資源を活用した、域内経済循環を高める自立・広域的産業クラスターの形成
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県うきは市及び大分県日田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県うきは市、長崎県対馬市、壱岐市及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町及び鹿児島県熊毛郡屋久島町
二　地域再生計画の名称　福岡市・九州離島広域連携事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県福岡市、長崎県対馬市、壱岐市及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町及び鹿児島県熊毛郡屋久島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十八年内閣府告示第四百九十三号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県西磐井郡平泉町
二　地域再生計画の名称　世界遺産（浄土思想）にふさわしいグローバルな景観・仕事づくりプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県西磐井郡平泉町の全域

○内閣府告示第千三百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第千七百七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県上閉伊郡大槌町
二　地域再生計画の名称　金沢ニュー・ツーリズム事業
三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県上閉伊郡大槌町の区域の一部（金沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）